

第2章 組織計画

第1節 組織及び事務分掌

1 災害時の区分

(1) 通常災害時

発生した災害又は発生が予想される災害の規模が、逗子市消防本部組織等規則（昭和52年逗子市規則第18号）及び逗子市消防署組織等規程（平成12年逗子市消防本部訓令第1号）に定める消防本部、本署及び分署の警備人員により災害の防御、警戒、鎮圧等被害の軽減を図れるときをいう。

(2) 異常災害時

発生した災害又は発生が予想される災害の規模が、通常災害時の消防体制によってもなお消防力が劣勢となり、消防力の増強が必要であると消防長が認めたときをいう。

(3) 非常災害時

発生した災害又は発生が予想される災害の規模が、逗子市災害対策本部の設置を必要とし、3方面警備の消防体制を編成する必要があると消防長が認めたときをいう。

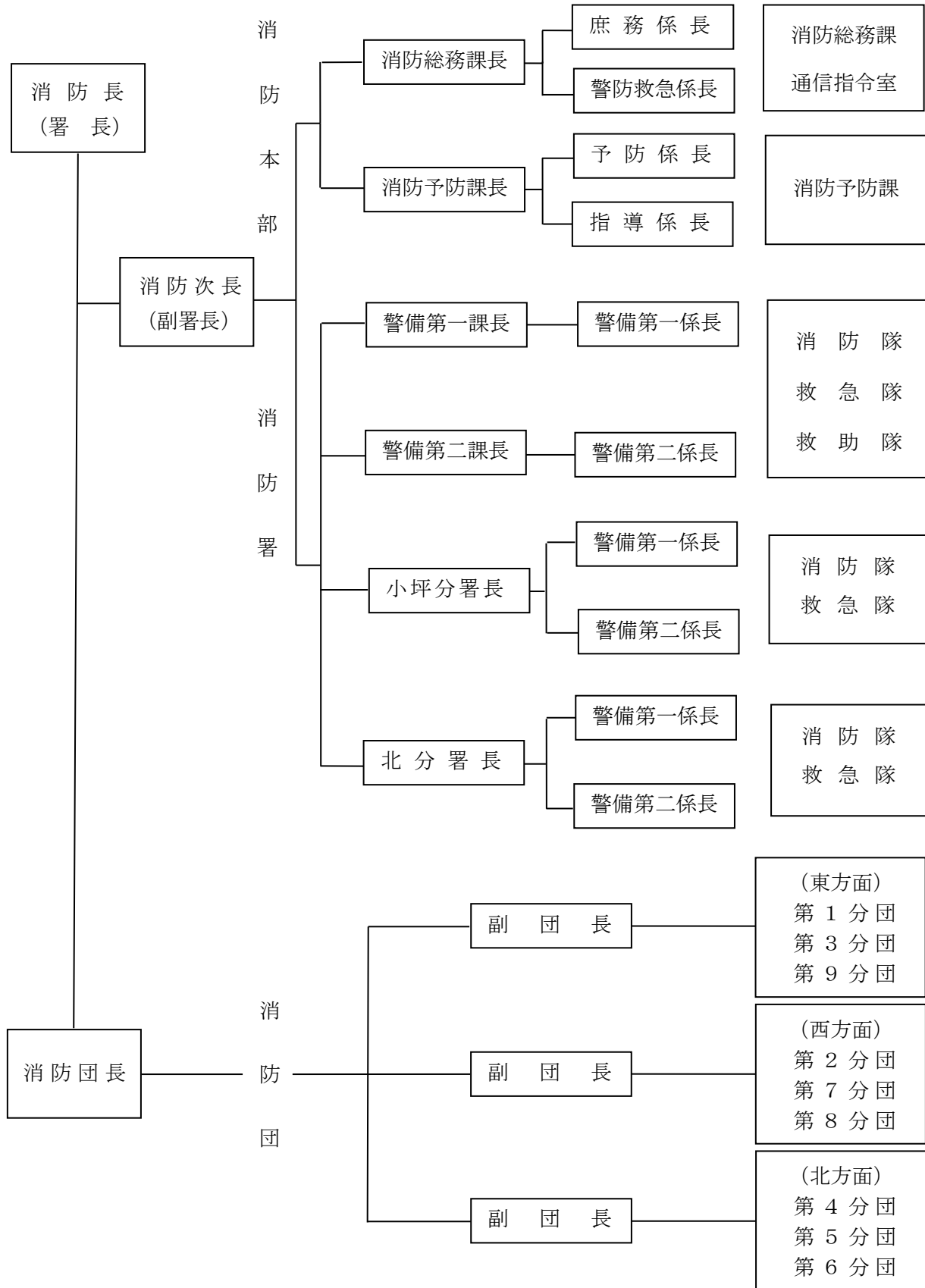
2 担当区域

逗子市消防本部等設置条例（昭和39年逗子市条例第34号）により本署の管轄区域及び分署の受持区域が各々規定されているが、8分消防体制及び5分救急体制を確保するとともに、3方面警備体制の地域を明確にするため、優先出場する担当区域を次のとおり区分する。

名 称	担当区域	地 区 名 等
本 署	東 方 面	逗子、桜山（4丁目の一部を除く）、沼間（2丁目の一部を除く）、新宿1・2丁目
小 坪 分 署	西 方 面	小坪、新宿（1・2丁目を除く）、久木4丁目
北 分 署	北 方 面	池子、山の根、久木（4丁目を除く）、沼間2丁目の一部、桜山4丁目の一部

3 通常災害時の組織及び事務分掌

(1) 組織

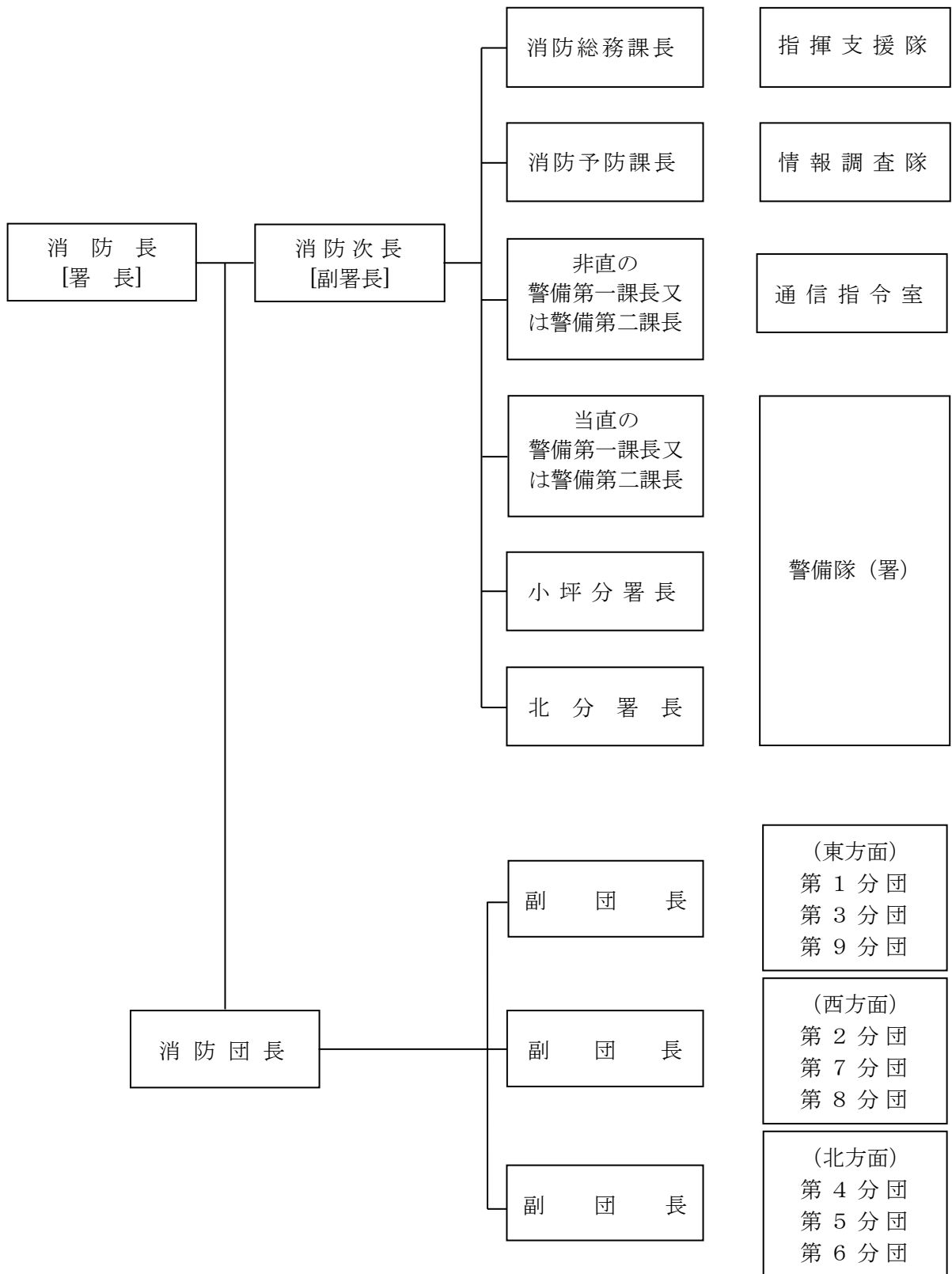


(2) 事務分掌

担 当	責 任 者	事 務 分 掌
消防総務課	消防総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 現場指揮本部の設置に関する事。 2 通信指令室との連絡調整に関する事。 3 警防活動方針に関する事。 4 消防隊等の増強及び運用に関する事。 5 消防職員及び消防団員の公務災害補償に関する事。 6 その他庶務に関する事。
通信指令室		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集、伝達に関する事。 2 消防隊等の出場指令に関する事。 3 無線の運用統制に関する事。 4 関係機関等への連絡調整に関する事。 5 気象観測等に関する事。 6 その他通信の確保及び運用に関する事。
消防予防課	消防予防課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難の指示、勧告、誘導に関する事。 2 被害の原因及び調査の総括に関する事。 3 報道機関等への対応に関する事。 4 その他情報調査に関する事。
消防隊 救急隊 救助隊 (本署)	警備第一課長 警備第二課長 小坪分署長 北分署長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の警戒、防御、鎮圧及び予防に関する事。 2 消防、救助及び救急に関する事。 3 避難の指示、誘導に関する事。 4 現場広報に関する事。 5 情報収集に関する事。 6 被害の原因及び調査に関する事。 7 消防水利施設に関する事。 8 その他警防に関する事。
第1分団 第2分団 第3分団 第4分団 第5分団 第6分団 第7分団 第8分団 第9分団	分 団 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の警備及び予防に関する事。 2 人命の救出に関する事。 3 避難の誘導に関する事。 4 情報収集及び現場広報に関する事。 5 その他消防活動に関する事。

4 異常災害時の組織及び事務分掌

(1) 組織

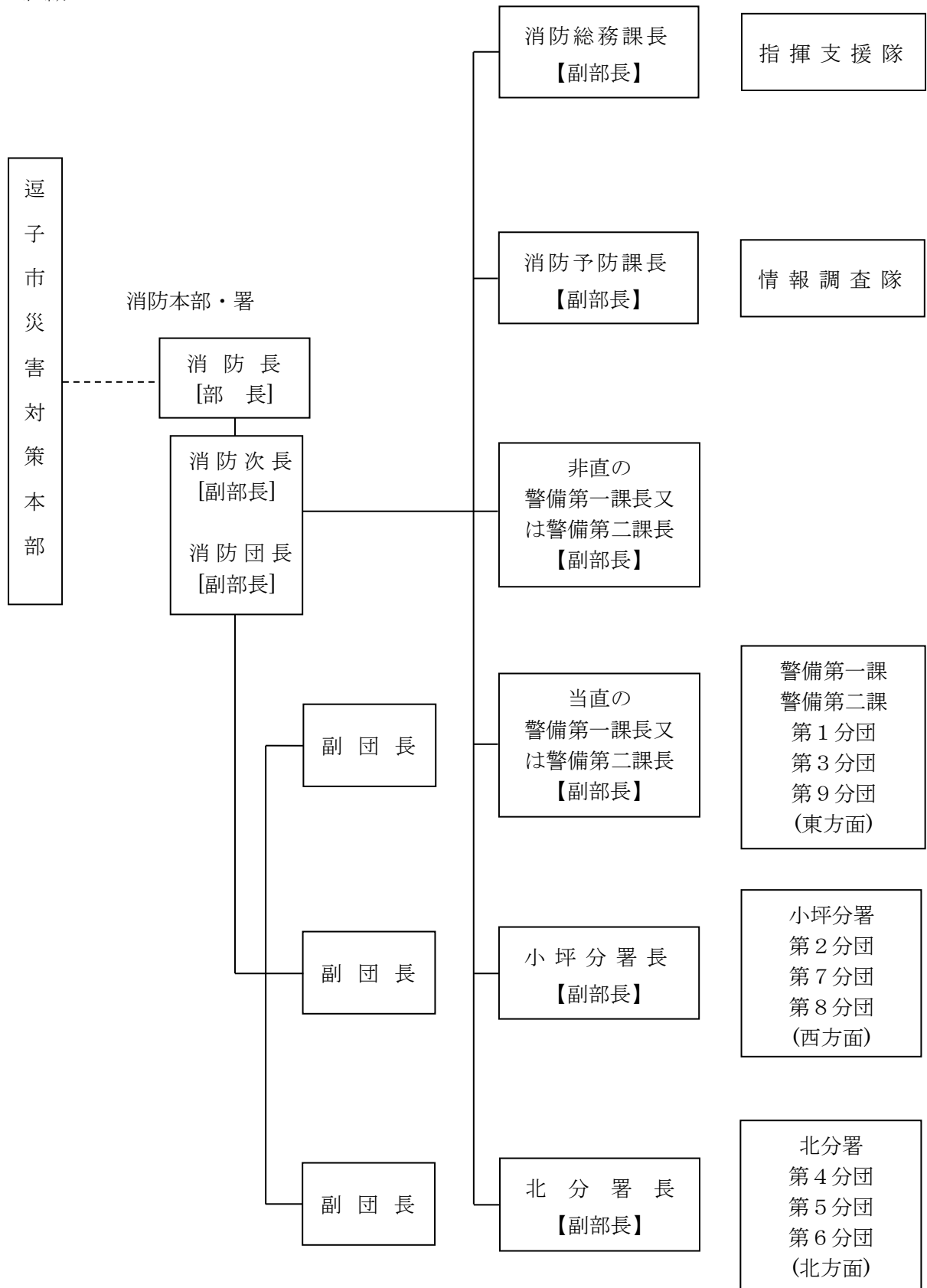


(2) 事務分掌

	隊 名	隊 員	事 務 分 掌
消 防 長 消 防 次 長 消 防 団 長	[指揮支援隊] 消防総務課長	庶務係長 警防救急 係長ほか 係員	1 防災関係機関との連絡調整に関する事。 2 市災害対策本部等関係機関との連絡調整に関する事。 3 現場指揮本部の設置に関する事。 4 指揮本部長の命令伝達に関する事。 5 通信指令室との連絡調整に関する事。 6 警防活動方針に関する事。 7 消防隊等の増強及び運用に関する事。 8 消防職員及び消防団員の招集、配備に関する事。 9 消防相互応援に関する事。 10 資機材の調達に関する事。 11 車両燃料等の確保に関する事。 12 仮眠施設、食糧等の確保及び補給に関する事。 13 被災消防職員及び被災消防団員に関する事。 14 消防職員及び消防団員の公務災害補償に関する事。 15 消防職員及び消防団員の水防活動に関する事。 16 消防計画に定める事項に関する事。 17 その他庶務に関する事。
	[情報調査隊] 消防予防課長	予防係長 指導係長 ほか係員	1 避難の指示、勧告、誘導に関する事。 2 警戒区域の設定及び退去命令に関する事。 3 被害の原因及び調査の総括に関する事。 4 報道機関等への対応に関する事。 5 消防広報に関する事。 6 危険物の応急対策に関する事。 7 水防警戒対策に関する事。 8 その他情報調査に関する事。
	[通信指令室] 非直 警備第一課長 又は 警備第二課長	通 信 長 ほか係員	1 災害情報の収集、伝達に関する事。 2 消防隊等の出場指令に関する事。 3 無線の運用統括に関する事。 4 関係機関等への連絡調整に関する事。 5 気象観測等に関する事。 6 その他通信の確保及び運用に関する事。
	当直 警備第一課長 又は 警備第二課長 小坪分署長 北分署長	警備第一 係長 ほか係員 警備第二 係長 ほか係員	1 災害の警戒、防御、鎮圧及び予防に関する事。 2 消防、救助及び救急に関する事。 3 避難の指示、誘導に関する事。 4 現場広報に関する事。 5 情報収集に関する事。 6 被害の原因及び調査に関する事。 7 消防署部隊及び消防団部隊の運用指揮に関する事。 8 増強部隊の編成に関する事。 9 消防相互応援に関する事。 10 応援要請、応援部隊に関する事。 11 津波対策に関する事。 12 被災者の救護及び搬送に関する事。 13 消防水利施設に関する事。 14 応急対策特命に関する事。 15 その他警防に関する事。
	副 団 長	各分団長 ほか団員	1 災害の警戒及び予防に関する事。 2 人命の救出に関する事。 3 避難の誘導に関する事。 4 情報収集及び現場広報に関する事。 5 その他消防活動に関する事。

5 非常災害時の組織及び事務分掌

(1) 組織



※ []は、消防指揮本部消防部の役職

(2) 事務分掌

隊名及び責任者		隊 員	事 務 分 掌
災害対策本部 消防本部 消防署 消防長【部長】 消防次長【副部長】 消防団長【副部長】	[指揮支援隊] 消防総務課長 【副部長】	庶務係長 警防救急係長 ほか係員	1 防災関係機関との連絡調整に関する事。 2 市災害対策本部等関係機関との連絡調整に関する事。 3 現場指揮本部の設置に関する事。 4 指揮本部長の命令伝達に関する事。 5 通信指令室との連絡調整に関する事。 6 警防活動方針に関する事。 7 消防隊等の増強及び運用に関する事。 8 消防職員及び消防団員の招集、配備に関する事。 9 消防相互応援に関する事。 10 資機材の調達に関する事。 11 車両燃料等の確保に関する事。 12 仮眠施設、食料等の確保及び補給に関する事。 13 被災消防職員及び被災消防団員に関する事。 14 消防職員及び消防団員の公務災害補償に関する事。 15 消防職員及び消防団員の水防活動に関する事。 16 消防計画に定める事項に関する事。 17 その他庶務に関する事。
	[情報調査隊] 消防予防課長 【副部長】	予防係長 指導係長 ほか係員	1 避難の指示、勧告、誘導に関する事。 2 警戒区域の設定及び退去命令に関する事。 3 被害の原因及び調査の総括に関する事。 4 報道機関等への対応に関する事。 5 消防広報に関する事。 6 危険物の応急対策に関する事。 7 水防警戒対策に関する事。 8 その他情報調査に関する事。
	[通信指令室] 非直の警備第一課長又は 警備第二課長 【副部長】	通信長 ほか係員	1 災害情報の収集、伝達に関する事。 2 消防隊等の出場指令に関する事。 3 無線の運用統括に関する事。 4 関係機関等への連絡調整に関する事。 5 気象観測等に関する事。 6 その他通信の確保及び運用に関する事。
	東方面 西方面 北方面	当直の警備第一課長 又は、警備第二課長 小坪分署長 北分署長 【副部長】 分団長	警備第一係長 ほか係員 警備第二係長 ほか係員 団 員